

都市計画税の使途について

1 概要

都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であり、次に掲げる事業に充当する。

2 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	予算額
1款 市税	5項 都市計画税	1目 都市計画税	現年課税分	644,614
			滞納繰越分	4,475
計				649,089

歳出

(単位：千円)

予算科目			事業	事業費	財源内訳				地方交付 税算入分	都市計画税 充当可能 経費
					国県支出金	地方債	その他	一般財源		
8款 土木費	4項 都市 計画費	2目 都市 整備費	都市計画道路整備事業 (江南通線)	62,646	13,770	9,300		39,576		39,576
	6項 下水道 費	1目 下水道 費	下水道事業会計繰出 事業	476,385				476,385		476,385
12款 公債費	1項 公債費	1目 公債費	市債償還事業 (市街化区域内の都市 計画事業に係る元利償 還費)	177,803				177,803	19,012	158,791
計				716,834	13,770	9,300	0	693,764	19,012	674,752

※歳出事業費は、都市計画事業に係る経費及び下水道事業会計繰出金のうち、準元利償還金、建設改良事業に係るとみなす分に要する経費